

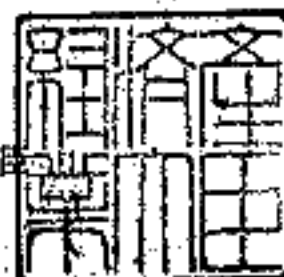
経済産業省

平成13・04・02原第1号

平成13年4月19日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設
の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社取締役社長 鷺見 禎彦 から平成12年10月20日付け
総室発第66号（平成13年4月2日付け総室発第1号をもって一部補正）をもって、
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26
条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第2
6条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎
に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26
条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、
貴委員会の意見を求める。



(別 紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) ハフニウム板型及びハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) ハフニウム板型及びハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）。)

本件申請に係る変更は、工事を伴わず資金及び調達計画は必要としない。